平成２５年（フ）第１４０４７号
東京都豊島区南長崎２丁目10―５
債務者　丸橋　　聡
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６５号
東京都中野区東中野４丁目16―11―702
債務者　小松　友美
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　俊行
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６０号
千葉県松戸市大橋730―２、住民票上の住所
東京都港区芝浦４丁目20―２―2321
債務者　金子義奉・金義奉・金子義宣こと　金義宣
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三澤　　智
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１４号
東京都中野区弥生町２丁目49―11―205
債務者　樋口　　達
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　香織
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３７号
東京都葛飾区亀有３丁目37―28―301
債務者　長野　大輔
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺沼　貞光
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１９号
広島県三原市須波ハイツ２丁目７番18号
債務者　Ｊｅｗｅｌｓこと　新田真由美（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
広島県三原市宗郷１丁目７番１―201号
債務者　岡本　秀臣
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
広島県尾道市西藤町1688番地１
債務者　松尾　運彦
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
愛媛県西条市大町901番地　高橋ハイツＣ棟102号、前住所愛媛県西条市大町418番地２
石川マンションＶ210号
債務者　山内ひろみ
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６４号
愛媛県今治市蒼社町１丁目１番１号　白石豊方、前住所愛媛県今治市東門町４丁目３番35号
債務者　檜垣　達也
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１３９号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野2897番地
債務者　川口美沙子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１５６号
広島県呉市広三芦２丁目５番10号
債務者　岡野　秀人
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１６１号
広島県呉市焼山宮ケ迫２丁目23番19号
債務者　下田　容子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１２号
佐賀県唐津市浜玉町横田下103番地12
債務者　本田　茂孝（旧姓峯）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１３号
佐賀県唐津市浜玉町横田下103番地12
債務者　本田　友子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１５号
佐賀県唐津市和多田海士町５番12号
債務者　芳屋　須直
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部